

進路に関わる情報を、少しずつ分かりやすく説明します

今回のテーマ

障害支援区分について



- 障害支援区分とは、障害者の人に必要な支援の程度を表す目安です。
- 障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービスを利用する際に必要となる場合があります。区分によって利用できるサービスや内容が異なります。障害福祉サービスによっては、支援区分が一定程度以上でないと利用できないものもあります。
- 障害の程度などによって1～6段階に分けられており、数字が大きいほど支援の度合いも高くなります。
- 障害支援区分の対象者は、障害のある18歳以上の人です。
- 卒業後、生活介護、施設入所を利用する場合等には、障害支援区分の認定を受けることが必要になります。就労移行支援、就労継続支援B型、就労継続支援A型等を利用する場合には不要です。

• 本校では、卒業後生活介護事業所や施設入所支援を利用することが決定した場合、相談支援専門員を中心に、区分認定等の手続きを進めていきます。

福祉サービスと区分の例

サービス名	区分
短期入所	1以上
生活介護	3以上
施設入所支援	4以上
重度訪問介護	4以上

• 障害福祉福祉サービスの種類や区分については、厚生労働省のホームページに詳しく記載されていますので、ご確認ください。